

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第5回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	平成30年2月2日（金）13:00～15:00
開催場所	寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委 員：森会長、内山副会長、大西委員、長谷川委員、山根委員、長田委員、小川原委員、牧野（賢）委員、牧野（祐）委員、山本委員、石川委員、中野委員 ・ オブザーバー：【湘南東部圏域ナビゲーションセンター】尾上氏、亀岡氏 【寒川町障がい相談支援事業所ゆいっと】佐藤（敏）氏 【生活相談室すまいる】安田氏 ・ 事務局：【町】亀山福祉部長、内田課長、千野主査、執行主任主事、竹内主任主事、塩原精神保健福祉士 【寒川町障がい相談支援事業所ゆいっと】田中、齋藤 【生活相談室すまいる】湯田 ・ 欠 席：鈴木委員、南委員、佐藤（美）委員 ・ 傍聴者： 無
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議事録承認委員について (2) 寒川町障がい者福祉計画について (3) 平成29年度障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の周知等に係る町の取り組み状況について (4) 平成29年度相談に係るワーキンググループ経過報告について (5) その他 4. 閉会

<p>決定事項</p>	<p>1. パブリックコメントの実施結果について報告し、寒川町障がい者福祉計画について了承された。</p> <p>2. 平成29年度障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の周知等に係る町の取り組み状況について確認し、今後の報告について確認し了承された。</p> <p>3. ワーキンググループの来年度以降のスケジュール案について了承された。</p>
<p>議 事</p>	<p>1. 開会 事務局：会議資料の確認</p> <p>2. あいさつ 会長挨拶</p> <p>3. 議題 (1) 議事録承認委員について【次第裏面】 (2) 寒川町障がい者福祉計画について【資料1】 事務局：資料4 パブリックコメントの実施結果について H29年12月18日からH30年1月17日の1ヶ月間、町庁舎と町の公共施設、町のホームページにて募集を行った。個人の方2名と1団体より応募があり、意見件数は7件。実施結果については、公表できる時期になり次第、町庁舎と町の公共施設と町のホームページで公表する予定となっている。主な意見・質問内容と町としての考え方について説明する。</p> <p>1 具体的な施策について 意見・質問事項> ・町の相談窓口専門性が足りていない。 ・役場の中でも介護、子育てのところには専門職が置かれているのに、障がいには置かれていない。継続的な支援を行うには専門性を持った職員を置くべきではないか。 町より>> 町は現在、精神保健福祉士を非常勤職員として配置している。日々の相談状況からすると、専門職はとても重要だと認識しているが、町としては専門的な資格を持った福祉職の雇用を行っていない。今後の課題と考えている。現在配属されている職員も含め、研修などに積極的に参加し、スキルアップを図っていきたい。</p> <p>2、教育について 意見・質問事項> ・特別支援級の配置の不足。支援が足りていない。通常級においても障がいへの理解が進むよう、児童・生徒の教育をもっとして欲しい</p>

い。

- ・就学前相談がわかりづらい。
- ・人数が足りていない。人数の加配の体制を取って欲しい。
- ・ガイダンスがわかりにくい。いじめ、不登校などの相談窓口をどこに相談したらよいのかわからない。
- ・言葉の教室を二箇所で行っているが全校で行って欲しい。
- ・教育支援コーディネーターの専門職としての対応が足りていないのではないか。周知も足りていない。

町より>>

- ・就学前の相談提供については、年2回広報誌に掲載し周知を図っているのに加え、幼稚園、保育園に掲示・配布を行っている。必要な方のところに情報が必ず届くように周知徹底を行っている。
- ・障がいの状況を把握する為に、就学前から各関係機関と協議をはかり、必要とされる支援体制が図れるように配置に努めている。チームティーチングに替わり、少人数学級として小学校の1～2学年に行っている。教育支援員の配置を実施することによって、一人ひとりに合った支援が出来るように配慮している状況。
- ・相談については、心理士、訪問相談員、学校相談員などでも受け付けている。相談については案内を学校便りに年に数回掲載するとともに、各子ども、児童、生徒に、神奈川県が作成した相談カードを配布している。
- ・通級指導教室「ことばの教室」については、H29年度から南北地域1カ所ずつの設置となっている。北部は小谷小学校、南部は一之宮小学校において実施。現在定員内による実施が出来ていることなどから増設は考えていない。今後、相談のあった児童者数に応じて検討したい。
- ・教育相談コーディネーターについては、教員が担っている。指定された教員が指定された研修を受けている。
- ・コーディネーターの役割としては、困っている家庭、担任の先生と相談をしたり、関係機関の調整など必要に応じて行っている。

意見・質問事項>

- ・児童生徒に対する障がいの理解を深める為の交流教育が必要ではないか。それに対する具体的な施策としては、人員不足で交流教育に教員が当てられないため、人員確保をして欲しい。
- ・障がいの理解を深める為、普通級の活動を主体におき、苦手なものについて、特別支援級の支援をして欲しい。そうすることで

生徒、保護者の意識も変わってくるのではないか。

町より>>

- ・特別支援級に対する教員と学級補助員は、児童の障がいの状況により、配置基準に照らし合わせたうえで配置している。特別支援学級では、補助員を別に配置している。児童全員にとって、一人ずつに適した交流が満足に出来ている所までには至っていないことは、教育委員会でも認識している。町も厳しい財政状況であり、また、担い手の不足から、増員配置をするための人員が確保できていない。
- ・現状の取り組みとしては、障がいのある子どもを含む、全ての子どもに対し、1人ひとりの教育ニーズにあった教育的支援（インクルーシブ教育）を、県から指定を受けて南小学校をパイロット校として行っている。生活、学習の両面からの一層の充実できるような支援を進めて行きたい。地域で育む理念に基づいた教育を目指している。

5. 療育について

意見・質問事項>

- ・児童発達支援について、茅ヶ崎つつじ学園、うーたんなどどのような療育施設を作って欲しい。町外に出るようなら交通手段を確保していただきたい。
- ・児童発達支援ひまわり教室は使いづらいと保護者が感じている現状がある。その子にあったサポート、支援が受けられない状況がある。受け入れ態勢が整っていない。
 - ①ひまわり教室には児童発達支援事業を担う場所として一人ひとりにあった適切な療育サービスを提供をしてほしい。
先生方の障がいへの理解が薄いため研修等を行って欲しい。
 - ③見守りの補助員がいることで共存社会の実現が成り立つ計画の中に盛り込んで欲しい。
 - ④共働き家庭の増加など、社会様式の変化等により児童発達支援の土日の利用が出来るよう盛り込んで欲しい。
 - ⑤療育型の放課後等デイを町内に増やして欲しい。

町より>>

- ①②児童発達支援は、日常生活の自立支援や機能訓練などの療育を行うことを目的として、一人ひとりの個別支援計画に基づく支援を提供する障がい福祉サービスのため、今後も適切な支援を行えるよう努めていく。職員については、発達障がい支援センターの行っている支援者向け研修などを積極的に受講することなどにより、資質

の向上に努めていく。

③④ひまわり教室における職員の配置についても、配置基準を満たしている。補助員については、利用する子どもの状況によってシフトを組んでいる。土日の利用について、園の開所日を増やすためには、職員の増員等が必要となる。現在の町の厳しい財政状況等も考えると、開所日の見直しの予定はない。

⑤療育型放課後等デイサービスについて重要であることは認識している。民間の進出は予定がなく、また、町の厳しい財政状況から新たな直営施設の整備は困難であるため、引き続き県をはじめとして広域関係市町等とも調整・連携を図りながら環境設備を進めていく。

6. その他

意見・質問事項>

障がい者計画のパブリックコメントを行ったときには概要版があり、それぞれ施策が計画とのページが記載してあった。計画の中には具体的な施策が障がい福祉計画の関連ページがないのでそれを掲載して欲しい。

町より>>

概要は本計画から抜粋した内容となっており、概要版から本計画の内容を確認しやすいよう、見出し機能としてそれぞれの対応ページを記載しているものであるため、本計画内では対応ページの記載はしていないのでご理解いただきたい。

意見・質問事項>

第2章障がい者計画の検証について、○×△の実施結果の評価をしている意見を頂いた。計画書全般として○×△の評価が役場の評価であり町民目線ではない。計画書が見えにくくわかりづらい。もう少し見やすくして欲しい。障がいのある人もない人も地域の中で安心して暮らせる社会をめざしてという基本理念のもと、ぜひとも町内での実現達成をして欲しいと願っている。

町より>>

今計画では、実施状況の把握までにとどまっている。次計画の時に町民目線で評価を考えている。それぞれ計画はそれぞれの法律に基づいて必要な事項を定めていくので、ひとつにまとめたり、リンクさせたりすることは難しい。ご意見いただいたとおり、今後町としても、実現達成のために連携を図っていく。

以上の報告となる予定。基本的にパブリックコメントで頂いたものは福祉施策の大枠の内容ではなく、個別の事業のやり方等の意見であったため、今回の計画の中に反映していくものではないため、町の現状を回答する予定となっている。

障がい者福祉計画の案について、前回からの修正箇所がいくつかある。

p. 72 (2) (3) の間に精神障がいのある方の長期入院者数の削減。

今期から国の指針により県計画のみとなったので項目削除。

p. 107サービスの見込み量と考え方の一部修正。『自動車運転免許取得費用及び自動車回収費用については、自動車取得税の免除等の対象になるため、税の公表性等の観点から利用を終了することとしました。』の一文を加えます。H30年度から町施策のものとの検討の結果で、自動車運転免許取得費用及び改造費の補助をH30年度から廃止。

会 長：福祉計画案について説明があったがご意見はありませんか。

委 員：誤字脱字がある。p. 28 平成28年 ⇒ ・平成28年

p. 71の下段の数値目標の計算方法がわからないので教えてほしい。

事務局：p. 71 数値目標0人となっているが、現在の施設入所者は46人。

移行して退所する方の目標を5人としているが、その間に新たに入所施設の利用が必要となる方を5人見込んでいるという意味。分かりやすいよう整理します。

委 員：p. 73 就業生活支援センターは「就業・生活支援センター」ではないか？

委 員：p. 102 32年度までの見込みの表が、27年度、28年度、29年度となっているが、30年度、31年度、32年度ではないか。

事務局：修正します。

委 員：p. 87、p. 85 生活介護の事業の概要 排泄または食事の介助となっているが、「排泄及び食事の介助」に修正が適切ではないか。

事務局：ご指摘の通り。修正します。

委 員：p. 95 「寒川町総合図書館等の寒川役場での職場体験実習」内容が分かりにくいので、整理・修正してください。

事務局：分かりやすい表現を検討します。

委 員：p. 74 人数/割合とあるが割合の記載がない。

事務局：人数のみに修正します。

委 員：p. 22、『なお、実施状況につきましては関係機関が実施していることも状況として載せています。』のところがわかりにくい。

事務局：『状況として』部分を除くよう修正します。

委員：『親子の会等当事者団体からの』とあるが、当事者団体ではないので会だとわからないので「 」などつけたほうがわかりやすいのではないか。

事務局：『親子の会等の当事者団体から』に修正します。

委員：パブリックコメントの4項目目について、『児童発達支援について、茅ヶ崎のつつじ学園やうーたんのよう療育施設があれば町外に出ないで済むので助かると思います。』に対し、町の回答では児童発達支援事業に限って回答されているのではないか。療育施設という言葉の使い方を考えるとp.75にある療育のセンター的な機能を持つ児童発達支援センターを求めていると思う。

基本方針のところにも、地域の必要性を踏まえて町に1箇所以上設置することが望ましいとなっている。児童発達支援センターでは児童発達支援事業という通園の部分と保育所等の訪問支援、幼稚園などに出向いての支援、子どもに対する計画作成の支援が総合的に提供されるようになっている施設なので、こちらを検討すべきではないか。確認をしたい。

事務局：意見の概要については提出された文章をそのまま載せることが原則のためそのまま掲載している。表現を変えることができるか確認させていただく。

委員：パブリックコメントへの修正は難しいと思うが、今後の検討は必要だと思う。制度が変化する中で、障がい福祉サービスも市町村単位になってきている。住んでいる市町村が委託していない町外の施設は利用しづらい。課題だと考えられる。

会長：p.33 ③交流教育の推進

現実的に交流教育を進めているのか。福祉教育の面でどういう取り組みをしているのか。社協で出向いて福祉体験をしてもらっているが、学校側の姿勢や方針を引き出すことはできるか。

事務局：学校の事業で行っているため○としている。パブリックコメントの中にも一部あったが、インクルーシブ教育を始めているのが交流教育の目玉。普通級の子が混ざっていく、そのことに対して支援するようなスタイルであり、障がいに対する理解が深まると良いと考えている。

委員：実際に社協が実施しているのであれば、この主管課に社協を加えてはどうか。

事務局：町の責任として実施しているのでご理解ください。

委員：「社会福祉協議会や福祉団体と協力して」といった文を入れてはどう

か。

事務局：修正します。

会 長：指摘事項を修正の上、パブリックコメントの実施結果（案）として
よいか。

事務局：承認

（3）平成29年度障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の周知等に係る町の
取り組み状況について【資料2】

■障がい者虐待防止法に基づく活動について

事務局：H29年度の通報件数1件。認定1件、解決済み。

6月頃、母の内縁の夫から虐待を受けているとのことで、母が警察署に保護を求めた。被虐待者と虐待者を分離する必要があった。現在は県外に避難した。

周知活動としては、広報さむかわ10月号に記事を掲載。

社協で行っている寒川町権利擁護ネットワーク連絡会で報告。

■障がい者差別解消法の周知に関する活動について

事務局：H29年4月1日「寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を施行。昨年度中に在籍している全職員に研修を既に行っているため、今年度は新規採用された職員に対し周知のための研修を行った。

差別解消法をPRするポスターを各所へ配布している。

町内のセブンイレブン全店にポスターの配架依頼。ふれあい福祉フェスティバル、寒川町産業まつりで配布。寒川町社会福祉協議会福祉大会でも配布した。活動としては、職員の研修と町外での配布でとどまっている。

委 員：内容は良くわかった。障がい者虐待防止法の活動について、報告を受ける中では、数値としては虐待防止センターへの通報が何件、虐待と認定されたものが何件と別けて報告。実際は通報されても認定されない、違う対応されたことも報告して欲しい。

委 員：全国的にも差別解消法の相談件数は少ないと聞いているがないのか。

事務局：現在のところ0件です。

（6）平成29年度相談に係るワーキンググループ経過報告について

	<p>【資料3】</p> <p>委員：専門機関に関する前の相談がどんな相談が入っているのか。アンケートをしてくれた方にどう報告するか。</p> <p>自治会と民生委員については、2、3月に行われる会議にて報告する。アンケートを報告するだけでなく、これをどのようにつながりを作りながら問題を解決していけるかが課題。</p> <p>来年度、取り組みのスケジュール（案）については、来年度の第1回協議会の前機関からタイムリーに活動が始められると良いと考えたため、今回提案した。意見を頂きたい。</p> <p>会長：報告していくことは大事。障がい福祉の地域とのつながり作りのきっかけとなる。2、3月に各団体等報告会をして、防災についても今後どうして行くか課題だと考えられる。</p> <p>委員：このスケジュール案で進めて良いか。</p> <p>委員：承認</p> <p>事務局：協議会について任期が6月30日で終了。7月1日より関係団体に委員の推薦の依頼を送る予定。ご協力いただきたい。計画の最終版（決定版）と合わせ、4月中に郵送させていただきたい。</p> <p>本日指摘された修正箇所については、事務局に一任していただき、修正の上、印刷等手配に進みたいと思うがよろしいか。</p> <p>委員：承認</p> <p>委員：4月2日自閉症啓発デーのキャンペーンの一環として、フレンドリー上映会を開催する。周知、参加について協力ください。</p> <p>委員：事業所を移転しました。ご確認いただきたい。</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について報告し、寒川町障がい者福祉計画について内容確認の上了承された。 ・平成29年度障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の周知等に係る町の取り組み状況について確認し、来年度以降の報告について確認した。 ・ワーキンググループについて、来年度以降のスケジュール案について了承された。 		

<p>会議資料</p>	<p>資料1：寒川町障がい福祉計画について 資料2：平成29年度障がい者虐待防止法及び障がい者差別解消法の周知等に係る町の取り組み状況について 資料3：平成29年度相談に係るワーキンググループ経過報告について 当日配布資料：「寒川町障がい者福祉計画」（案）に対するパブリックコメント（町民意見の公募）の実施結果 ※会議後回収 当日配布資料：僕と魔法の言葉たち 2部</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>小川原 寿恵 委員、 牧野 賢一 委員 （H30年 5月18日確定）</p>